

第3回寒河江市教育振興計画検討委員会 会議録

日 時	令和7年10月28日（火）13:27～15:10
場 所	寒河江市役所 議会会議室
出席者	27名（委員16名、事務局11名）

1 開 会

2 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日も第3回になりますけれども、前回2回の時にも、いろんな観点から、貴重なご意見をいただきました。今回、それが活かされた修正になっていると思います。また改めて読んでいただいて、自分の意見として話したことが形になっているか見ていくということが必要かというふうに思います。それから、前回、残念ながらご出席いただけなかった委員の皆様には、改めて、自分たちの目から見て、この振興計画に不足があつて、さらに踏み込んで、話す必要があることがないかということについて、ご意見をいただければというふうに思います。

ところで11月8日は何の日でしょう。毎年11月の第2土曜日が山形教育の日なんですね。山形県の教育の日です。今年はチェリーランドさがえで記念事業を行うということでありました。その中では7教振のシンポジウム「みんなで話そう 私たちができること」をシンポジウムの感覚でやるっていうことの連絡受けております。これも何かの縁というふうに思いますので、ぜひ皆様、ご参加いただいて、寒河江の地から、山形の教育についてもまたご覧いただければなというふうに思います。

今日も短い時間ではありますが、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

3 議 事（議長：会長）

（1） 第3次寒河江市教育振興計画の案について

・議長より

それでは議事に入ります。第3次寒河江市教育振興計画案について、事務局より説明をお願いします。前回同様、各章ごとにご説明をいただいて、その後に委員の皆様からご意見を伺うという形で進めてまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、事務局説明をお願いします。

（事務局）序章1ページから5ページについて説明

・議長より

それでは1ページから5ページまでの序章、寒河江市のすがたのところ、委員の皆様のご意見をお願いしたいというふうに思います。

※各委員からのご意見は特になし。

無いようですので、次に進めていきたいとします。もし何かまたありましたら戻ってご意見をすることも可能ですので、お願いしたいとします。

(事務局) 第1章 総則6ページについて説明

・議長より

それでは第1章の総則についてご説明がありました指標の部分なども含めて、ご意見があればお願いしたいとします。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

それでは、続いて第2章のご説明をお願いします。

(事務局) 第2章7ページ9ページについて説明

・議長より

それでは第2章の寒河江市の教育を取り巻く現状と課題について、ご意見ある方お願いしたいとします。

なお、これは確認ですけれども、8ページのアスタリスクで示された市の人口、それから、アスタリスク2の市の推定人口については、これは実際の案からは取れるということですね。

(事務局)

確定した段階でアスタリスクの2つは削除させていただきます。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

よろしいでしょうか。それでは、第3章基本目標と基本方針について、ご説明をお願いいたします。

(事務局) 第3章10ページ、第4章11ページについて説明

・議長より

基本目標、基本方針について、ご意見をお願いしたいと思います。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

よろしいでしょうかね。前に1回、説明は聞いているかと思いますがけれども、それを思い出しながら、これ見るってなかなか大変だとは思いますが、気になるところあれば、ぜひご発言いただければと思います。

第5章については、基本方針1から基本方針7までありますので、それぞれについてご説明をお願いしたいと思います。それぞれお願いします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針1 12ページから23ページについて説明

・議長より

それでは基本方針1、どの施策についてでも結構です。主要施策のところでも結構ですので、基本方針1に関するところについて、ご意見をお願いしたいと思います。

・委員より

13ページの主な取組みの、二番目の赤いところ、学校や幼稚園、保育所ということで各学校とか保育所でもPTA主催の講義等が行われているわけですが、これ自体は全然、今後も継続していくべき内容だと思うんですが、実はやっぱり今、小学校、中学校の大きな課題の一つとして不登校というのが挙げられます。

どうしても小学校、小学校でも中学校でも、その不登校になった声の対応っていうようなところで、対応に追われているっていうようなところがあるんですけども、実は先日、陵南学区のPTAの研修会で、もともと教員をやっていたんですけども、今、不登校対策の団体を立ち上げて、対応している方の声を聞いたんです。その講演が終わってから、その方に不登校の根本的な原因ってなんだというふうなことを聞いた時に、私自身は結構やっぱ日本の教育のシステムも子どもに合わなくなってきたところもあるんですが、それじゃなくてその方はなんて答えたかっていうと、やっぱり小さい頃の子どもの親の会話の量が大きく影響するんじゃないかと自分は思っているというようなことを考えた時に、やっぱり小学校に上がってきてから、ましてや中学校に行ってから不登校をなんとかしようっていうのはなかなか結構難しいなって現場で感じるところです。

そこで、学校や幼稚園、保育園、当然これは今後も講座を継続していくべきなんですけども、例えば3歳児検診とか、もっと早い段階で子どもと親の触れ合いというのが今後の成長に非常に影響があるというような講話なのか話なのかわかりませんが、そういった機会があると、家庭教育力が低下している、低下しているってずっと言われ続けていて、なかなか変わらないとい

うところが、やっぱり大人がそういう意識っていうところを変えていく必要があるのかなっていうふうに感じたところです。

不登校対策のためだけではありませんけども、家庭教育力の向上のようなところを考える時に、幼稚園に入ってから、学校に入ってからじゃなくて、その前の段階、もしかしたら子育てにすごく模索しているお父さん、お母さん方を対象に、そんなことがあったというのかなというようなことが一点と、もう一点、ちょうど同じ章だったので、読書についてです。読書についても、なかなか子どもたち本を手にとらないという課題が学校であるわけですが、じゃあ大人が変われば子どもが変わるって、山形県でそういう推奨してるんですが、じゃあ大人ってどれぐらいの方が本を手にとっているのかなというふうに考えた時に、各家庭に入ったことはないからわかりませんが、大人がスマホを触って、子どもに本読めよとかという状況がないのかなって言った場合に、やっぱりどうしても教育なので、子どもに視点を当てがちですけども、大人も読書量を増やすにはどうしたらいいのかなというところが、もしかしたら話し合うことができたらいかなって、家庭にある読書冊数が増えれば、子どもの読書が増えるなんていうような話も聞いたことがありますので、そういった子ども目線だけではなくて、大人目線の読書というところにもぜひ焦点を当ててもらえたらなというふうに思ったところです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。1つ目の不登校の部分に関わって、小さい頃の親と子どもの触れ合いや会話の量を増やすことが大事であるというご意見。そこは話を聞きながら私も感じた部分でございます。そういう関係課とも連携しながら家庭教育を向上させるようなことなども検討して表記として入れていきたいと思っています。読書につきましてもありがとうございます。大人がどれだけ読書をする姿勢を見せるのかって大事な部分でもございます。こちらの計画については、42ページ、43ページの方には、大人向けの読書活動の支援といったことで記載がありますけれど、第1章との関連、基本方針1との関連も踏まえて、この最初の部分で、記載できないか検討して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

・委員より

14ページの真ん中、取り組みのところでインターネットやメールなどを介したトラブルに巻き込まれてっていうのがあるんですけど、SNSとの付き合い方で気軽に複数とか、インスタとかT i k T o kとか、年齢制限はあるにしても、あまり考えないで投稿したりとか、そういうことでいじめにつながったりとか犯罪に巻き込まれたりがないようにするため、ここの部分を強調した取り組みがあったらいいのかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。子ども達が実際使っているそういったもので、トラブルに巻き込まれる、又はトラブルになるという事案があると思いますので、そういうところの表現を検討してまいります。

・議長より

よろしいでしょうか。私から一つだけあるのですが、22ページの赤字の部分の内容じゃなくて、書き方のところですか。これは大きな枠組みでいうと、家庭地域の読書活動の推進というふうなことであるとすると、前と後ろが逆の方がいいのかな。大型絵本等のさらなる充実を図ってやっていきたいのは、読み語りの活動などを活発に行っていくというふうな市にしたいなというふうなところの方がいいかなと思います。

市としてやるのは、その大型絵本などの物的な充実をするんだと思いますけれども、それをどうして何を達成したいのかといった時には、読み語りっていうような、そういう活動が市全体に広まっていくことを期待するというような書き方の方が、基本計画らしくていいというふうに感じました。

(事務局)

ありがとうございます。そのように変更してまいりたいと思います。

・議長より

それでは、ほかの委員の方もなければ、次に進めることでよろしいでしょうか。それでは、基本方針の2、多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図ることについて、ご説明をお願いします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針2 24ページから28ページについて説明

・議長より

それでは基本方針2、多様な教育ニーズに応じた支援の充実について、ご意見をお願いしたいと思います。

すみません。私の方から質問を一つ25ページです。指標のところの表現についてで不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりを持っているその児童生徒の割合ということで、小学校が3分の2、中学校が4割なんですけれども、つながりを持ってっていうのはどういうふうなことなのか。

例えば、学校の先生がその子どもや家庭と連絡を持っているようなところは、この数字に入らないのかとか、その中で、もしご説明がありましたらお願いします。

(事務局)

もちろん各学校の方では、不登校のお子さんに対しての支援を行っているわけですが、そこから一歩進んで、専門的な方を紹介してみたりですとか、そういったつながりという部分で、ただ不登校のお子さんのいる家庭との連絡だけでなく、一歩踏み込んだ部分を想定して示しているということになります。

・委員より

24ページ主な取り組みの赤い字なんですけど、毅然とした態度で指導を行っていくようなこともあるわけですが、この文言、まさにその通りなんですけど、実際現場で考えた時にいじめっていうのは、嫌な思いをしたらいじめっていう把握するというふうになってるんですけども、その法律などで従わなくちゃいけないんですけども、先にいじめられているって言ったほうが勝ちっていうような現状があって、そういう状況がある中で、いじめがあった場合に毅然とした態度で指導を行うっていった場合に現場からしてみると、指導を行うか、支援をするのかになるんですけども、この文言がすごく厳しくて、学校の中で何か子どもが、自分の子どもが嫌な思いをした場合には、学校としては毅然とした態度で指導するんだというときにこの文言は厳しいのかなっていう感じがするんですね。

もしかして、中学校さんなんか自体はわかんないですが、小学校においては、もしかしたらいじめっていうか、子ども同士のトラブルがそれは、本校においては勉強の場として捉えて、子どもたちが自分たちで解決できるような力をつけるということが、中心においてやってるんですけども、いじめがあったから大人が介入して指導してやめさせるっていうことも必要ですが、それ以上に、もしかしたらその他の場合のケースとしては、子どもたちとして考えさせて、そういう力をつけていくということが大事なのかなっていうので、この文言自体、間違いではないんですけど、現場からしてみると厳しいかなという感じがしますが、どうでしょうか。

・委員より

確かに、毅然とした態度というところについて、具体的にどのような接し方、支援の仕方になるのかなとか想像したんですけども、確かにいじめはダメなんだよ、ほかの人の人権を踏みにじったりとか、そういうところはやっぱりダメなんだ、ダメなのはダメなんだっていうふうに言っていかなければならないじゃないかとは思いますが。

しかし、事実関係、双方の信条のブレとか、いろんなことを考えた時に、最終的に俺これやってはダメなんだなって自覚させることが大事なかなと思います。こうしたことを考えたときに、もちろん文言としてはいじめを絶対許さない、なんていう学校学級づくりを進めていきますっていうことはとても大事だと思うんで、毅然とした態度という言葉を少し柔らかくしていただけるとありがたいかなと思います。

・委員より

一点だけ確認の意味でお聞きしたかったんですけども、今、学校で不登校に関する状況というのが、大変厳しい状況にあるということで、全体、この基本方針、家の中では主にですね、その教育相談体制の充実であったり、SOSの出し方や受け止め方、教育の実施であったりというところで、人員的に増やしていくっていうのは、必要なことだろうというふうに思うんですけども、その不登校なり、いじめ等に関する周りの子どもたちも含めてでもいいと思うんですけども、全体的な研修充実のような視点が不足しているかなというふうに思ったんですけども、現状はよくわからないので、現状のいじめに対する学校であったり、教育サイドの方の研修実態みたいなのところももう少し分かれば教えていただければいいかなと思います。

(事務局)

いじめに関しましては、村山教育事務所の方で主催している研修がありまして、学校の方から担当の先生が参加して、具体的な事例をもとに、その時の対応についてロールプレイングをしながら研修をしております。

それを各学校に持ち帰って教職員の皆さんに教えてもらい、実際に問題が起こった場合の対応を学んでもらっております。それから不登校等に関しましては、不登校予防の担当者会議を当市で組織しておりまして、各学校から担当の先生にお集まりいただいて、講話であったり、情報交換をしたりしながら研修を行っている状況でございます。また、SOSをしっかりと受け止めていくという、そういった研修につきましては、昨年度は全市で行い、今年度からは新たに転任された方、教員を中心にまだ出られてない方に受けていただいているところです。子どもさんにつきましては、各学校の方で健康増進課と連携しながら、SOSの出し方教室なども行っているところでございます。

・委員より

そういう意味で、この基本方針の中で、その研修体制の充実みたいなのところももう少し触れてもいいのかなって言うように思いました。

・委員より

確認の意味で聞きたいんですけども、24ページが一番下の取り組みなんですけども、自分の学級に入りづらい子どもたちに対し、学校内での居場所とあるんですが、今の現状なんですけども、朝一緒に登校しないで、後から登校する子どもたちもいると思うんですが、その子どもたちはどのような経路でその学校に入るか、入りやすくしているのかを聞きたいと思います。

(事務局)

お子さんの状況や学校により違いますけども、遅れて昇降口から入るお子さんもいれば、別の入り口から学校で受け入れるところがございます。お子さんによっては途中から教室に入って、授業に参加できるお子さんもいれば、そうではなく別室の学習室などで過ごすお子さんもいます。

そうした学習室の場所の整備したり、そちらで対応する教育相談の支援員さんを配置したりして対応しております。

・委員より

将来、新しい統合の中学校ができるという予定なんですけども、その際に子どもたちが目に触れないように入った方が、子どもさんもスムーズに入れるお子さんもいらっしゃると思うので、その辺も考慮しながら進めていってほしいと思います。

・議長より

基本方針の2に入るのかどうかというところなんですけども、例えばその毅然とした態度といった

時には、その主にいじめをする側の子どもに対する対応の問題であって、さっき小中学校の校長先生からあった意見っていうのは、その問題を生み出さない、あるいはその問題を契機にして、子どもたちにどんなことを考えさせるのか、そういうふうなところも含めた対応というふうな言葉にしてもらわないと、これ直接いじめが起きている事態を解決するっていうふうな側面が非常に強いというような感じがします。

あと、いじめられているというふうに言ってる子どもにどういうふうな対応するのがというところも、もし文言として決められれば、いじめを絶対に許さない学校づくりするんだということも共有しながら、でも現実的には小中学校でそういう問題が起こる、そのことも我々に、例えばその教育の一つの機会になるっていうのが、小中学校の校長先生たちの立場だと私は理解いたしました。

ところで一つ27ページ、施策4の現状と課題の二段落目、性的思考は性的嗜好であると思えますので、よろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様からのご意見はございませんか。ではなければ、基本方針3についてご説明をお願いしたいというふうに思います。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針3 29ページから40ページについて説明

・議長より

それでは基本方針3について、ご意見をお願いしたいと思います。

・委員より

確かな学力の育成のところについてなんですけども、最近の寒河江市の学力の実態を申し上げるとちょっと右肩下がりになっています。NRT標準学力テストも、全国標準を下回ってしまう学校が多く見られるかな。そう考えた時にももちろん、活用能力とかいろんなことが必要なんですけども、基礎基本の定着というところに、やっぱり今、重きを置くことが大切というふうに考えます。

先日の村山教育事務所の指導課のお話にもありましたように、できた、わかっただけで終わらずに、それを活用できる、それを使って生活に活かしていく、そういったことまで、やっぱり私たち学校としてやっていかなくちゃならないのかなというふうに校長としては思っております。

もし、できましたら、できた、わかっただけと実感できる学びとともに、その身に付ける、それを活かして活用できるようまでやっていければと思いますので、そんな言葉も付けさせていただければうれしいなと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。西村山地区の校長会の方でも副会長からも同様の話ありましたので、今ご要請していただいたようなものも反映させていきたいと思えます。

・議長より

英語教育の方ですね、よくわからないことがあるんですが、35ページの指標のところではセファールっていうんですかね、これセファールっていうふうなものをあげてるんですけど、これは例えば中学校の先生に聞くと、例えば、陵南中の陵西中の子ども、中学校三年生、セファールA1レベルの人、どれぐらいいますかっていうと答えがすぐに返ってくるんですか。

(事務局)

毎年12月頃に国、県が行っている調査があり、そこで、セファールA1レベル相当の人数を各学校からあげてもらっています。現在、本市で行っているGTECと言われる外国語の中学校2年生を対象としたテスト、その結果をもとに授業改善を行っており、そこで個人のセファールレベルも出ております。

・議長より

そのほかありませんでしょうか。無いようですので、基本方針の4、生涯にわたって生き生きと学び活動し続ける取組みを推進するということについてご説明をお願いします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針4 41ページから48ページについて説明

・議長より

それでは、基本方針4についてご意見お願いしたいと思います。

・委員より

具体的施策3のスポーツ環境の整備と充実のところに関わると思うんですが、最近スポーツ関係の会議に出席した時に、女性アスリートとか身体的なことに関する理解などということも、こう謳われているのかな。いろんなスポーツに関わる人たちを増やすなんていう時に、そういったことも一つの施策、取組みとしてあってもいいのかなと思ったところです。

(事務局)

ありがとうございます。重要な観点であろうというふうに思います。どういうふうな施策の中にどういうふうな入れ方、どうするかということを検討してまいります。また、スポーツ推進計画についても別に進めているところもありますので、そういったところにも、ぜひ取り入れて進めていきたいと思っております。

・議長より

基本方針4についてその他ございますでしょうか。それでは基本方針の5ふるさとへ愛着と

誇りをもち、郷土の歴史と文化を大切にする心を育むところの説明をお願いいたします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針5 49ページから52ページについて説明

・議長より

それでは、基本方針5についていかがでしょう。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

よろしいでしょうか。それでは基本方針6のご説明をお願いします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針6 53ページから57ページについて説明

・議長より

ありがとうございました。基本方針6教育分野におけるDXを推進するについていかがでしょう。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

よろしいでしょうか。それでは最後お願いします。基本方針7教育を取り巻く環境や社会の変化・課題に対応した取組みの推進についてご説明をお願いします。

(事務局)

第5章主要施策と主な取組み 基本方針7 58ページから66ページについて説明

・議長より

それでは基本方針7についてご意見お願いしたいと思います。

※各委員からのご意見は特になし。

・議長より

よろしいでしょうか。これでひと通り基本方針の7までご説明いただいたんですけども、全体として、このところはどうだというふうなところのご意見あれば、お願いしたいと思います。

・委員より

今日も白岩小学校の小学校5年生の方に、食育教育の一環として、ごはん茶碗を贈呈させていただきました。あとは1年生の方にですね、ランチョンマットということで、私どもとしても育て方とかですね、どういったことでできてくるのかということも、ランチョンマットということで送らせていただいているところでございます。

1市4町の方にですね、小学校に全体で5年生が580人にいらっしゃるということで、580個の茶碗。ランチョンマットにつきましては、1年生が512名ということで贈らせていただいているところでございます。

様々な意味で食の教育を頑張っていると思っているところでございまして、つるり里芋もですね、里芋を本社の2階の上で培養しまして、小学校、中学校に無償で提供し、また、それを育てるための肥料、あとはマルチですね、そういったものを10数年間続けてきたというようなことでございます。

基幹産業であります。やはり山形県の第1次産業の農業というものをよくよく子どもたちにも知ってもらいたいと、そして、子どもの時期にですね、美味しく食事したものを大人になってもやはり食していただくということも大切なのかなとも思っているところでございます。

そういったことで、朝日町の方にですね、3年ほど前に多目的選果施設ということで、国から1/2の補助をもらいまして、リンゴの共選場が2カ所あったものを1カ所にまとめるというようなことで、大きなリンゴの機械センサーを通した共選場なども完備しているというようなことでございます。東北の中でも規模の大きい1日3千600コンテナを処理できる機械などもございますので、そういったことですね、機会があれば子どもたちの第1次産業のリンゴが選果になって、自分たちのもとに届くのかというようなことの勉強なども非常に大切になってくるのかなというふうにも見ているところでございますので、農協の方で受け入れたいというふうに思いますので、よろしくご参加の方々をお願いしたいというふうに要望するというところでございます。

あと、全般的にですね、お子さん一人ひとりのですね、個性を伸ばす教育というものが非常に大切なのかなというふうに思っております。ここにて、英語の得意な方、数学の理数系の得意な方、いろいろ分かれるわけですが、やはりその人、小さいころからですね、個性を伸ばしていくということが非常に大切なことなんでないかなと。学力が良くて、誰にも挨拶ができて、誰から見ても優等生だというような子どもさんを育てるよりもですね、その一人ひとりが持っている個を大切にしたい教育をしていただければなど、そうすれば個性ある子どもたちが育って、その方が大人になればですね、非常に豊かな寒河江市になるかなというふうにも思っているところでございます。よろしくお願いたします。

(事務局)

J Aさんからは日頃から学校教育における食育の推進に様々なご支援をいただき、先ほどもご紹介いただきましたけれども、5年生へのお茶碗の贈呈、1年生のランチョンマットの贈呈を毎年いただいております。本当にありがとうございます。

また、基本方針1の方でも豊かな心といのちを育む食育の推進ということで、様々な栽培・収穫活動などの体験を通して食育を推進するということが出ておりますけれども、そこに関わっても、つるり里芋の苗、それから肥料、マルチ等もいただいております。そのようなご支援なども大切にしながら、各学校での食育を今後も進めてまいりたいと思っております。

・委員より

今日の説明の中にですね、寒河江市でいま策定している第7次振興計画と、かなり重なる部分が相当あるなあということで、説明の中では、そこら辺の整合性をとっていただいたということで、大変ありがたいなと思ってるんですけども、第7次新興計画の方は、最後の方のパブリックコメントをいただいて、策定していくということなんですけども、こちらの教育振興計画検討会は先ほど説明にあった教育座談会なんか、そちらがパブリックコメントという形でやって、そこで終了という形になってるんですか、ご説明いただければと思います。

(事務局)

こちらの教育振興計画につきましては、今後、今回いただいたご意見をもとに最終的な案を作成いたしまして、議員懇談会におかけして、その後、来年1月にですね、パブリックコメントを実施して、最終的に2月にですね、答申いただくという形になるかと思えます。

・議長より

最終的には教育委員会で決定されるということでもいいですか。

(事務局)

そのようになります。

・委員より

学校とのかかわりについて、子どもたちがお世話になりましたが、自分としてはPTAでのかかわりでお世話になりました。学校において大人同士のつながりを持って成長させてもらいました。普段から現場で一生懸命指導されている教職員の方々、それを支える教育行政の皆さんに頭が下がります。

これは教育振興計画には載せられないでしょうが、モンスターペアレントやクレーマーと呼ばれる人がいて、多くの市民がいるわけですが、そうした理不尽な要求があった時には、それは置いておいて対応していくことも必要ではないでしょうか。

(事務局)

学校とのかかわりについては、大人になってからも学び続けるということにつながるかと思えます。貴重なご意見ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

・議長より

そのほか、皆様から何かありますでしょうか。もしなければ、以上をもちまして議事を終了したいというふうに思います。ありがとうございました。

5 閉 会